

「一般廃棄物処理施設の整備・維持管理に関する行政評価・監視」 の勧告に対する改善措置状況

1. ごみ焼却施設の長寿命化

主な勧告（調査結果）

（1）長寿命化計画の策定・効果検証

- 【勧告】**
- 長寿命化計画の策定趣旨を周知、同計画の策定促進
 - 効果検証に資するデータを蓄積し、適時・的確に効果検証を実施

調査結果

- 長寿命化手引き（注）に沿った長寿命化計画が約6割の施設で未策定又は一部未策定

（注）廃棄物処理施設長寿命化総合計画作成の手引き（ごみ焼却施設編）

- 環境省は、施設の稼働状況をデータベース化。しかし、延命化の効果検証に有用な延命化目標期間等の項目が未設定のため、今後の検証が困難

（2）施設の維持管理の実施

- 【勧告】**
- 長寿命化計画に沿った施設の維持管理を指導
 - 施設の処理能力を超えたごみの投入を行わないよう徹底

調査結果

- 長寿命化計画に沿った施設の維持管理が行われていない施設あり
 - ・ 計画どおりの定期検査・部品交換を未実施、計画と異なる簡易な方法で検査を実施（H25年度までに大規模改良事業（基幹的設備改良事業）が完了した5施設中2施設）

- 処理能力を超えたごみの投入が行われていた施設あり
 - ・ 稼働日1日当たりの処理能力又は炉ごとの運転状況を踏まえた処理能力を超える処理を実施（77施設中5施設）

【勧告先】環境省 【勧告日】平成28年3月1日
【回答日】平成28年12月1日

主な改善措置状況

- 平成28年6月に開催した全国廃棄物・リサイクル行政主管課長会議において、長寿命化計画策定の趣旨を周知するとともに、同会議及び通知により同計画の策定を促した
- 平成28年度に実施する一般廃棄物処理事業実態調査等において、施設の延命化の目標期間等の長寿命化計画の効果検証に資する項目を設定し、同年度末に結果を取りまとめ予定
 - データが蓄積された時点で、効果検証を実施予定
- 全国廃棄物・リサイクル行政主管課長会議及び通知により、長寿命化計画に沿った適切な施設の維持管理を促した
- 通知により、廃掃法の趣旨を周知するとともに、同法の遵守等について注意喚起

2. ごみ処理の広域化・ごみ処理施設の集約化

主な勧告（調査結果）

【勧告】今後の広域化・集約化の考え方や推進方策等について、改めて地方公共団体に提示

- 社会情勢の変化により、広域化・集約化の推進目的が変化
- 広域化・集約化、技術の進展により、ダイオキシン類の排出削減に一定の成果
 - ・ ダイオキシン類排出基準値を上回った焼却炉（全国）：H11年度 613炉
→ H25年度 2炉
- 広域化・集約化の余地あり。一方、地域によって取組に差異あり
 - ・ 14都道府県の広域化計画期間（おおむねH10～19年度の10年間）中の施設の減少率：2～54%、平均22%
 - ・ 広域化・集約化の定量的な目標が設定されている計画における平均目標達成率：42%

調査結果

主な改善措置状況

- 平成28年6月に開催した全国廃棄物・リサイクル行政主管課長会議及び通知により、環境省から今後周知する広域化・集約化に関する内容について留意し、**広域化・集約化の取組の推進に努めるよう促した**
- 平成28年度に実施する一般廃棄物処理事業実態調査等において**広域化・集約化の実施状況を調査し、同年度内に結果を取りまとめ**予定
当該結果を基に、**広域化・集約化の考え方や推進方策等について改めて検討を行い、地方公共団体に示す**予定

3. 交付金事業等に関する事後評価

主な勧告（調査結果）

【勧告】改善計画書の具体的な作成基準、事後評価書・改善計画書の公表に係る手続・時期を明示・周知

- ごみの排出抑制に向けた目標の一部が未達成だが、改善計画書を未作成の例あり
- 事後評価書・改善計画書の約2割が未公表。また、都道府県から市町村等に所見（注）が通知されていない例あり

（注）事後評価書等の公表の際には都道府県知事の所見の公表も必要

調査結果

主な改善措置状況

- **交付金取扱要領を改正**
→ 改善計画書の具体的な作成基準、事後評価書・改善計画書の公表に係る手續・時期を明示し、地方公共団体に周知した

一般廃棄物処理施設の整備・維持管理に関する行政評価・監視の結果に基づく勧告に対する改善措置状況

(1回目のフォローアップ) の概要

【調査の実施時期等】

- 1 実 施 時 期 平成26年12月～28年3月
2 対象機関 調査対象機関：環境省
関連調査等対象機関：都道府県（14）、市町村（44）、関係団体等

【勧告日及び勧告先】 平成28年3月1日 環境省

【回答年月日】 平成28年12月1日

【調査の背景事情】

- 市町村が中間処理や最終処分を行う一般廃棄物の発生量は、人口の減少並びに廃棄物の排出抑制、再使用及び各種リサイクル法に基づく再生利用等の推進に伴い、減少する見込み
- 一方、平成25年度の一般廃棄物処理施設（以下「処理施設」という。）数は、ごみ焼却施設で1,172施設となっているなど、膨大な社会資本ストックを形成。今日、処理施設は、廃棄物の適正処理にとどまらず、廃棄物の発生抑制、循環資源の再使用、再生利用、熱回収の促進を図り、循環型社会の形成に寄与するとともに、地球温暖化対策の一翼を担う使命を持つ都市施設（注）と位置付け
- しかしながら、処理施設は他の都市施設と比較すると施設全体として耐用年数が短く、ごみ焼却施設についてみると、平成初頭以前に稼働を開始したものについては、老朽化による更新時期を迎えるつある状況
- 環境省では、廃棄物処理施設整備事業の計画的な実施に資するため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）等に基づき、「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（平成13年環境省告示第34号）に即して、5年ごとに廃棄物処理施設整備計画を策定するとともに、同整備事業を実施する市町村に対し、循環型社会形成推進交付金を交付
- しかし、同交付金の予算が限られ、地方公共団体の財政状況も厳しい中、既存の処理施設の更新・機能の効率的な維持が急務となっていることから、環境省は、平成20年3月に閣議決定された廃棄物処理施設整備計画や25年5月に閣議決定された同整備計画により、効果的かつ効率的な処理施設整備の実施やストックマネジメントの手法の導入による処理施設の長寿命化・延命化を企図
- この行政評価・監視は、以上のような状況を踏まえ、処理施設の効果的かつ効率的な整備・維持管理の促進を図る観点から、一般廃棄物処理の現状・動向、処理施設の広域化・集約化の取組状況及び維持管理等の実施状況を調査

（注）都市計画法（昭和43年法律第100号）第11条で規定される施設をいう。

勧告事項	環境省が講じた改善措置状況
<p>1 ごみ焼却施設の長寿命化</p> <p>(1) ストックマネジメントの手法の導入状況</p> <p>ア 長寿命化計画の策定状況</p> <p>(勧告要旨)</p> <p>環境省は、インフラ長寿命化基本計画に基づく取組との整合に留意しつつ、市町村等におけるストックマネジメントの手法の導入を推進する観点から、都道府県を通じる等により、長寿命化計画の策定の趣旨について、改めて市町村等に周知するとともに、市町村等における長寿命化計画の策定状況を把握した上で、次の取組を行う必要がある。</p> <p>① 稼働後一定期間を経ても延命化計画を策定していない施設について、その理由及び検討状況を把握し、地域の実情を踏まえた上で、確実に延命化を図ることができるよう、都道府県を通じる等により、長寿命化手引きに沿った同計画等の策定を促すこと。</p> <p>② 施設保全計画を未策定等の施設について、その理由及び検討状況を把握し、地域の実情を踏まえた上で、施設の機能低下の速度を抑制できるよう、都道府県を通じる等により、長寿命化手引きに沿った同計画等の策定を促すこと。</p> <p>(説明)</p> <p>＜制度の概要等＞</p> <p>○ 環境省は、平成 22 年 3 月に、長寿命化手引き（注 1）を取りまとめ、また、平成 21 年環境省課長通知（注 2）において、都道府県に対し、交付金（注 3）の活用等により長寿命化計画策定等の長寿命化努力が促進されるよう、市町村に対する積極的な支援を要請</p> <p>（注 1） 「廃棄物処理施設長寿命化総合計画作成の手引き（ごみ焼却施設編）」</p> <p>（注 2） 「一般廃棄物処理施設の長寿命化の促進について」（平成 21 年 10 月 27 日付け環廃対発第 091027001 号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長通知）</p>	<p>→ 平成 28 年 6 月 28 日に開催された都道府県、政令指定都市及び中核市等の廃棄物担当部局の課長等が参考する全国廃棄物・リサイクル行政主管課長会議（以下「全国主管課長会議」という。）において、「一般廃棄物処理施設の整備・維持管理に関する行政評価・監視結果に基づく勧告（平成 28 年 3 月）」（以下「平成 28 年勧告」という。）の内容を周知し、長寿命化計画策定の趣旨を周知するとともに、長寿命化計画の策定及び同計画に沿った適切な施設の維持管理に努めるよう周知した。</p> <p>平成 28 年勧告を受けて、「「一般廃棄物処理施設の整備・維持管理に関する行政評価・監視」の結果に基づく勧告及び同勧告を踏まえた対応について」（平成 28 年 9 月 28 日付け環廃対発第 1609283 号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長通知）（以下「平成 28 年通知」という。）により、都道府県・市町村等に対し長寿命化手引きに沿った計画等の策定を促した。</p> <p>また、平成 28 年度に実施する一般廃棄物処理事業実態調査等において、市町村等における長寿命化計画の策定状況について同年度内に把握するとともに、延命化計画及び施設保全計画が未策定の施設について、その理由、検討状況等を把握し、地域の実情を踏まえた上で、都道府県を通じる等により、29 年度中を目途に、改めて市町村等に対し、これらの計画の策定を促す予定。</p>

勧告事項	環境省が講じた改善措置状況
<p>(注3) 循環型社会形成推進交付金</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 長寿命化手引きでは、ごみ焼却施設の耐用年数について、日常的・定期的に適切に維持管理しながら、稼働後10年から15年の時点で、比較的耐用年数の短い重要機器・設備を更新する大規模改修工事を実施することにより、10年から15年程度の延命が図られるとして、以下から成る長寿命化計画の体系を明記 <ul style="list-style-type: none"> ① 施設保全計画 施設の性能を長期に維持していくために、日常的・定期的に行う維持・補修データの収集、設備・機器の劣化・故障・寿命の予測等を定めた作業計画 ② 延命化計画 施設保全計画の運用に努めてもなお生じる性能の低下に対応するために、施設の延命化を目的とする改修工事を実施するに当たり、延命化の目標年数、延命化に必要となる改良事項等を定めた計画 ○ 環境省は、市町村等におけるストックマネジメントの手法の導入を促進するため、交付金において、以下の取組等を実施 <ul style="list-style-type: none"> ① 平成22年度から、「基幹的設備改良事業」として、延命化のための大規模改修工事に必要な経費を交付対象とし、長寿命化手引きに沿った長寿命化計画（延命化計画及び施設保全計画）の策定を交付要件 ② 平成21年度から、ごみ焼却施設の一種である「高効率ごみ発電施設」（26年度からは「エネルギー回収型廃棄物処理施設」）を新設する場合、その経費を交付対象とし、長寿命化手引きに沿った施設保全計画の策定を交付要件 <p><調査結果の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 調査対象77施設について、延命化計画の策定状況をみると、長寿命化 	

勧告事項	環境省が講じた改善措置状況
<p>手引きに沿った計画を策定済みのものが 25 施設 (32.5%)、策定中のものが 1 施設 (1.3%)、未策定のものが 51 施設 (66.2%)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 調査対象 77 施設について、施設保全計画の策定状況をみると、長寿命化手引きに沿った計画を策定済みのものが 51 施設 (66.2%)、策定中のものが 1 施設 (1.3%)、未策定のものが 25 施設 (32.5%) <p>→ 環境省は、交付金を活用していない施設についてまで長寿命化手引きに沿った計画の策定を促すことまでは行っておらず、また、市町村等における長寿命化計画の策定状況の把握は未実施</p> <p>イ 長寿命化計画に沿った維持管理の実施状況</p> <p>(勧告要旨)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>環境省は、市町村等におけるストックマネジメントの手法に沿った維持管理の実施を推進する観点から、交付金の交付要件として長寿命化計画を策定している施設について、都道府県を通じる等により、長寿命化計画に沿った施設の維持管理の実施状況を把握するとともに、地域の実情を踏まえた上で、同計画に沿った維持管理を行うよう、市町村等に対し指導する必要がある。</p> <p>また、独自に長寿命化計画を策定している施設についても、同計画に沿った維持管理を行うよう、市町村等に対し促す必要がある。</p> </div> <p>(説明)</p> <p><制度の概要等></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 長寿命化手引きにおいて、施設保全計画については、過去の補修履歴等を基に各機器・設備の重要度、保全方式、性能の管理基準（評価方法、管理値、診断頻度等）を取りまとめた機器別管理基準を作成し、当該基準に基づいて各種点検を行いつつ、点検結果から得られる故障データや劣化パターンを蓄積して、今後の劣化の予測を行い、その結果を整備ス 	<p>→ 平成 28 年通知により、都道府県・市町村等に対し、長寿命化計画を策定している施設について、同計画に沿った施設の維持管理に努めるよう促した。</p> <p>また、平成 28 年度に実施する一般廃棄物処理事業実態調査等により、長寿命化計画を策定している施設について、同計画に沿った施設の維持管理の実施状況を把握し、当該調査結果の取りまとめを同年度末を目途に行い、その結果を踏まえ、29 年度中を目途に、改めて市町村等に対し、同計画に沿った維持管理を行うよう促す予定。</p>

勧告事項	環境省が講じた改善措置状況
<p>ケジュールに反映させることを規定</p> <p>○ また、延命化計画については、延命化の目標年数を設定し、延命化に必要な改修事項を定めることが求められており、延命化に必要な改修事項を実施する手段として、交付金を活用した基幹的設備改良事業を想定</p>	
<p>＜調査結果の概要＞</p> <p>○ 調査対象 77 施設のうち、基幹的設備改良事業を実施するとして、交付要件である長寿命化計画（延命化計画及び施設保全計画）を策定している 21 施設における同事業の実施状況をみると、延命化計画に沿って平成 25 年度までに事業を完了しているものが 5 施設、計画上、26 年度以降に事業が完了予定となっているものが 16 施設</p> <p>○ また、平成 25 年度までに基幹的設備改良事業を完了している 5 施設について、事業完了後の維持管理状況をみると、以下のとおり、施設保全計画に沿った維持管理が行われていない例あり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 計画どおりの定期検査・部品交換を未実施 ・ 計画と異なる簡易な方法で検査を実施 <p>→ 環境省は、市町村等における長寿命化計画に沿った施設の維持管理の実施状況の把握まではを行うこととしておらず、また、長寿命化計画に沿った維持管理を行っていない市町村等に対し、同計画に沿った維持管理を行うよう促すことはせず</p> <p>ウ 長寿命化計画の効果の発現状況 (勧告要旨)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>環境省は、長寿命化手引きに沿った施設の延命化及び施設保全の有効性を確保する観点から、次の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 施設の延命化及び施設保全について、適時に全体的な検証を行うた</p> </div>	<p>→ 平成 28 年勧告を受けて、28 年度に実施する一般廃棄物処理事業実態調</p>

勧告事項	環境省が講じた改善措置状況
<p>めに、実態調査の調査様式の中に、基幹的設備改良事業の実施施設の延命化の目標期間等長寿命化計画の効果検証に資する項目を設定し、その結果を蓄積すること。</p> <p>なお、実態調査結果として記載された内容については、その正確性の確保を図ること。</p> <p>② 上記①の適時に行う全体的な検証に当たっては、個々の施設の運用管理の実態にも配慮しつつ、上記①の実態調査で得られた施設の稼働状況と延命化の目標期間とを突合し、基幹的設備改良事業の実施施設の延命化及び施設保全の実施効果を把握するとともに、市町村等が独自に工夫して行っている長寿命化の取組事例を収集し参考とするなどにより、的確に行うこと。</p> <p>また、検証結果については、長寿命化手引きの必要な見直しに活用すること。</p>	<p>查等において、基幹的設備改良事業の実施施設の延命化の目標期間等長寿命化計画の効果検証に資する項目を設定し、同年度末を目途にその結果を取りまとめる予定。</p> <p>また、実態調査結果の正確性の確保については、平成28年通知により、都道府県・市町村等に対し、実態調査の回答を正確なものとするよう注意喚起した。</p> <p>→ 基幹的設備改良事業の実施施設について、一般廃棄物処理事業実態調査等で得られた施設の稼働状況や延命化の目標期間等に関する事例が蓄積された時点において、当該事業の実施効果の把握、検証を行う予定。また、これらの検証結果を踏まえ、長寿命化手引き等の見直しに反映すべき事項があれば、適宜、反映する予定。</p> <p>また、市町村等が独自に工夫して行っている長寿命化の取組事例について、平成28年度に実施する一般廃棄物処理事業実態調査等において収集する予定。</p>
<p>(説明)</p> <p>＜制度の概要等＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 長寿命化手引きにおいて、ごみ焼却施設の耐用年数は、日常的・定期的に適切に維持管理しながら、燃焼（溶融）設備など、ごみ焼却施設を構成する重要な設備や機器について、おおむね10年から15年ごとに大規模な改良事業を実施することにより、10年から15年程度の延命が図られると想定 <p>＜調査結果の概要＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 調査対象77施設のうち、基幹的設備改良事業を実施するとして、交付要件である長寿命化計画を策定している21施設における使用開始から基 	

勧告事項	環境省が講じた改善措置状況
<p>幹的設備改良事業の実施までの期間をみると、15年以上20年未満が最も多く9施設（42.9%）、次いで10年以上15年未満及び20年以上25年未満が各4施設（19.0%）、25年以上30年未満が3施設（14.3%）、30年以上が1施設（4.8%）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ また、延命化計画における延命化の目標期間をみると、15年以上20年未満が最も多く12施設（57.1%）、次いで10年以上15年未満が5施設（23.8%）、20年以上25年未満が3施設（14.3%）、10年未満が1施設（4.8%） ○ さらに、延命化計画における延命化の目標期間終了時の稼働年数をみると、30年以上35年未満が最も多く9施設（42.9%）、次いで35年以上40年未満が6施設（28.6%）、40年以上が4施設（19.0%）、25年以上30年未満が2施設（9.5%）となっており、19施設（90.5%）において、長寿命化手引きにおける大規模改修の実施時期及び延命化の期間から想定される施設の稼働年数30年以上の稼働年数が設定 <ul style="list-style-type: none"> → 一方、環境省は、長寿命化手引きにおいて、基幹的設備改良事業により、10年から15年の延命が図られるとしているのに対し、その他のマニュアル等では、期間が明記されていないなど、延命化が可能な期間の目安は明確ではない（注） <p>（注）「廃棄物処理施設の基幹的設備改良マニュアル」（平成22年3月（27年3月改訂）環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課）において、平成27年度から、築25年未満の施設については、基幹的設備改良事業実施後10年以上施設を稼動することを交付要件とする一方で、「廃棄物処理施設の基幹的設備改良事業Q&A」（平成27年3月環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課）では、築25年未満の施設以外の施設については、ストックマネジメント及び基幹的設備改良事業の目的を理解し、できる限り施設の延命化に努力されたいとしているものの、同事業実施後10年以上の稼動を求めていない</p> <ul style="list-style-type: none"> → また、環境省は、30年以上にわたり稼動した施設の運転管理や点検整備の手法の詳細な検証までは未実施。加えて、長寿命化手引きに沿 	

勧告事項	環境省が講じた改善措置状況
<p>った長寿命化計画の策定、同計画に沿った基幹的整備改良事業や施設の維持管理の実施効果については、同事業が開始間もないことから、現時点では効果が発現する段階に達しておらず、未検証</p> <p>→ 他方、環境省は、毎年度実施する実態調査（注）において、個々の処理施設の稼動状況については把握し、データベース化。しかし、長寿命化計画の効果検証に資する施設の延命化の目標期間等の項目は未設定。そのため、施設の稼働状況と当該施設の延命化の目標期間とを突合し、当該目標期間の到来前に休止・廃止することとなった施設についてその理由を把握するなど、基幹的設備改良事業による延命化及び施設保全の実施効果の今後の検証が困難</p> <p>（注）一般廃棄物処理事業実態調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ごみ焼却施設の延命化について、市町村等が独自に取組を進めている事例あり <ul style="list-style-type: none"> → 環境省は、市町村等が独自に工夫して行っている長寿命化の取組事例は未収集 <p>エ ライフサイクルコスト比較の実施状況</p> <p>(勧告要旨)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>環境省は、市町村等における適切なLCC比較を促進する観点から、都道府県を通じる等により、市町村等におけるLCC比較の実施状況を把握した上で、市町村等に対し、適切な比較の実施に資する情報を提供する必要がある。</p> </div> <p>(説明)</p> <p><制度の概要等></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 長寿命化手引きにおいて、ストックマネジメントとは、廃棄物処理施設に求められる性能水準を保ちつつ長寿命化を図り、ライフサイクルコ 	<p>→ 平成28年勧告を受けて、28年度に実施する一般廃棄物処理事業実態調査等により市町村等におけるLCC比較の実施状況を把握し、同年度内に取りまとめるとともに、LCC比較の実施に資する情報について整理し、29年度中に市町村等に情報提供を行う予定。</p>

勧告事項	環境省が講じた改善措置状況
<p>コスト（以下「LCC」という。）を低減するための技術体系及び管理手法の総称とされており、環境省は、一定期間内の廃棄物処理のLCCを低減できるかについて、「延命化を行う場合」と、延命化対策を実施しないで「施設更新する場合」との比較・評価を行い、延命化の効果を明らかにすることとしている</p> <p>＜調査結果の概要＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 調査対象 77 施設のうち、延命化計画の中でLCC比較を実施している24施設について、その実施状況をみると、コストの算定が不十分な例あり <ul style="list-style-type: none"> ・ 現行施設の建設費が粗大ごみ処理施設を含めて約114億円であったことを基に、施設更新する場合の建設費を現在価値割引前で126億円としているが、差額の12億円の根拠が不明確。また、ごみ処理量の減少に応じた施設の処理能力の見積りを未実施 ・ 1炉のみで稼動を開始し、3年後に2炉での稼動を開始した施設について、延命化工事後の点検補修費の算定に当たり、2炉構成での延命化を前提としているにもかかわらず、1炉のみで稼動していた点検補修費の実績を使用 <p>→ 施設更新を行う場合の建設費や点検補修費の算定に当たり留意すべき事項等を明示することにより、今後、同様の事例の発生を抑えることができると考えられる。一方、環境省は、LCC比較について、延命化計画の一部に位置付けているものの、LCC比較の実施状況の把握までは未実施</p> <p>(2) 施設の維持管理の実施状況</p> <p>ア 施設の日常的な維持管理</p>	

勧告事項	環境省が講じた改善措置状況
<p>(勧告要旨)</p> <p>環境省は、施設の適切な維持管理を把握する観点から、市町村等に対し、次の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 廃掃法施行規則第4条の5第1項第1号の趣旨を周知するとともに、稼働日数の調整等により施設の処理能力を超えたごみの投入を行わないよう助言すること。</p> <p>② 複数炉で構成されるごみ焼却施設の場合は、各炉の運転状況を踏まえた処理能力を基にごみの投入量を決定するよう助言すること。</p>	<p>→ 平成28年通知により、都道府県・市町村等に対し廃掃法の趣旨を周知するとともに、同法の遵守等について注意喚起した。</p> <p>→ 平成28年通知により、都道府県・市町村等に対し、市町村等において適切に炉の運転を行うことや炉の運転状況を把握すること等について注意喚起した。</p>
<p>(説明)</p> <p>＜制度の概要等＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 長寿命化手引きでは、廃棄物処理施設において、ストックマネジメントの考え方を導入し、日常の適正な運転管理と毎年の適切な定期点検整備、適時の延命化対策を実施することにより、施設の長寿命化を図ることが重要とされている ○ また、廃掃法（注1）第9条の3第5項において、市町村は、廃掃法施行規則（注2）第4条の5第1項に定める維持管理の技術上の基準に従い、施設の維持管理をしなければならないと規定されており、当該基準において、施設へのごみの投入は、当該施設の処理能力を超えないように行うことと規定 <ul style="list-style-type: none"> （注1）廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号） （注2）廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号） <p>＜調査結果の概要＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 調査対象77施設について、平成25年度における稼働日1日当たりの施設全体の処理能力に対する処理実績（（年間処理量/施設の稼働日数）/1日当たりの施設の処理能力×100）を算定すると、60%以上70%未満 	

勧告事項	環境省が講じた改善措置状況
<p>が最も多く 25 施設 (32.5%)、次いで 50%以上 60%未満が 15 施設 (19.5%)。一方、1 施設 (1.3%) において 100%を超えており、1 日当たりの施設全体の処理能力を超えたごみ処理が行われている状況あり</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 調査対象 77 施設のうち、複数炉で構成される 71 施設について、炉ごとの処理能力と運転状況を踏まえた場合の処理能力に対する処理実績を算定すると、80%以上 90%未満が最も多く 25 施設 (35.2%)、次いで 90%以上 100%未満が 23 施設 (32.4%)。一方、4 施設 (5.6%) において 100%を超える処理が行われている状況あり <p>→ 環境省は、廃掃法施行規則第 4 条の 5 第 1 項第 1 号において、施設へのごみの投入は、当該施設の処理能力を超えないように行うこととしているものの、当該規定が炉の損傷や生活環境上の影響が生じることを防ぐための規定であることや、複数炉構成の施設の場合は、各炉の運転状況を踏まえた処理能力を基にごみの投入量を決定する必要があることまでは、市町村等に対し未周知</p> <p>イ 点検・検査の実施状況 (勧告要旨)</p> <p>環境省は、ストックマネジメントの手法を踏まえつつ、市町村等における適切な点検・検査の実施を促す観点から、次の措置を講ずる必要がある。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 機能検査、精密機能検査及び機能診断調査について、それぞれの実施の趣旨を踏まえた上で、当該検査等を含め、施設の維持管理上必要な点検・検査の種類、内容及び頻度を体系的に整理・見直しを行い、都道府県を通じる等により、市町村等に示すこと。 ② また、これに基づき、点検・検査を適切に実施するよう、都道府県 	<p>→ 施設の維持管理上必要な点検・検査の内容等について検討中であり、平成 28 年度内を目途に当該検討結果を取りまとめ、通知等により 29 年度中を目途に市町村等に対し情報提供を行う予定。</p> <p>→ ①と併せて、点検・検査を適切に実施するよう、通知等により平成 29 年度中を目途に市町村等に助言する予定。</p>

勧告事項	環境省が講じた改善措置状況
<p>を通じる等により、市町村等に対し助言すること。</p> <p>(説明)</p> <p>＜制度の概要等＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 廃掃法施行規則において、市町村は、以下の点検・検査を行うことと規定 <p>＜機能検査（第4条の5第1項第14号）＞</p> <p>市町村は、施設の機能を維持するために必要な措置を講じ、定期的に機能検査を行うこととされており、昭和46年厚生省課長通知（注）により、同検査の実施頻度は年1回以上</p> <p>＜精密機能検査（第5条）＞</p> <p>市町村は、施設の機能を保全するため、施設の機能状況、耐用の度合い等について精密な検査（精密機能検査）を行わなければならないとされており、昭和46年厚生省課長通知により、同検査の実施頻度は3年に1回以上</p> <p>（注）「廃棄物処理の処理及び清掃に関する法律の運用に伴う留意事項について」（昭和46年10月25日付け環整第45号厚生省環境衛生局環境整備課長通知）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 長寿命化手引きにおいて、廃掃法施行規則に基づく機能検査、精密機能検査のほかに、機能診断調査を実施することと規定 <p>＜調査結果の概要＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 内部点検等を行う定期点検については、調査対象77施設全てにおいて実施されているが、当該定期点検が、機能検査に該当するかについては、確認できず ○ 調査対象のうち、過去の点検等の実施記録の確認が困難である1施設を除く76施設の精密機能検査の実施状況をみると、実施しているものが53施設（69.7%）、未実施のものが23施設（30.3%） 	

勧告事項	環境省が講じた改善措置状況
<p>実施している 53 施設の実施頻度をみると、3 年に 1 回以上の頻度で実施が 31 施設（58.5%）、3 年に 1 回に満たない頻度で不定期に実施が 22 施設（41.5%）</p> <p>→ これらの点検・検査は、その内容、頻度等に関し、以下のとおり、整理・体系化されていない状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 精密機能検査については、「一般廃棄物処理施設精密機能検査要領」（注）で検査の細目が示されている一方、機能検査については、実施すべき検査の内容が示されておらず ② 昭和 46 年厚生省課長通知において、機能検査を 1 年に 1 回以上、精密機能検査を 3 年に 1 回以上実施することとした趣旨が不明確 ③ 精密機能検査は、長寿命化手引き上、機能診断調査とは別に位置付けられているものの、機能診断調査との実施目的、実施内容の違いが不明確。また、機能検査については、長寿命化手引き上、その位置付けが不明確 <p>（注） 「一般廃棄物処理事業に対する指導に伴う留意事項について」（昭和 52 年 11 月 4 日付け環整第 95 号厚生省環境衛生局水道環境部環境整備課長通知別紙 4）</p> <p>ウ 立入検査の実施</p> <p>（勧告要旨）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>環境省は、ごみ焼却施設の長寿命化に資する適切な維持管理を推進する観点から、都道府県等による処理施設に対する立入検査の実態を把握の上、都道府県等に対し、立入検査の必要性について周知するとともに、効果的かつ確実な実施を確保するために実施要領等を示す必要がある。</p> </div> <p>（説明）</p> <p><制度の概要等></p> <p>○ 廃掃法第 19 条第 1 項では、都道府県知事は、この法律の施行に必要な</p>	<p>→ 平成 28 年通知により、都道府県等に対し、立入検査の必要性、立入検査に係る留意事項等について周知した。</p> <p>また、平成 28 年度に実施する一般廃棄物処理事業実態調査等において都道府県等による処理施設に対する立入検査の実態を把握し、同年度内を目途に当該調査結果を取りまとめ、29 年度中を目途に、改めて、都道府県等に対し、立入検査の必要性、立入検査に係る留意事項等を周知する予定。</p>

勧告事項	環境省が講じた改善措置状況
<p>限度において、その職員に、処理施設のある土地又は建物に立ち入り、同施設の構造、維持管理等に関し、帳簿書類その他の物件を検査させることができると規定</p> <p>＜調査結果の概要＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 調査対象 14 都道府県における処理施設に対する立入検査の実施状況をみると、2 県において、平成 23 年度から 25 年度の 3 か年間立入検査の実績なし <p>このうち、1 県においては、i) 今回、調査対象とした同県内の 7 焼却施設のうち、2 施設において技術管理者が未配置であったこと、ii) 一部事務組合が設置する焼却施設の稼働時間の変更に伴う処理能力の変更に関して、廃掃法に基づく変更届が同県に未提出であったことについて把握していない状況</p> <p>→ 環境省は、都道府県による立入検査の実施状況について把握することとしておらず、また、同省は、これまで都道府県に対し、処理施設に対する立入検査実施上の留意事項等について助言を行った実績なし</p> <p>2 ごみ処理の広域化・ごみ処理施設の集約化</p> <p>(1) 計画の策定状況等</p> <p>(勧告要旨)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>環境省は、処理施設の効果的かつ効率的な整備を図る観点から、広域化・集約化について、これまでの進捗状況を明らかにするとともに、人口の減少等に伴い、ごみ排出量の減少が見込まれる中において、コストの削減にも資する広域化・集約化を推進していくための課題、あい路、問題解決の困難性等について整理した上で、今後の広域化・集約化の考え方や推進方策等について、改めて地方公共団体に示す必要がある。</p> </div>	<p>→ 全国主管課長会議において、平成 28 年勧告の内容を周知し、今後、環境省から周知する広域化・集約化に関する内容について留意し、自区域内における取組の推進に努めるよう促した。</p> <p>また、平成 28 年通知により、都道府県・市町村等に対し、広域化・集約化の考え方等が周知された際は、これを活用し、地域の実情に応じた広域化・集約化を積極的に推進するよう促した。</p>

勧告事項	環境省が講じた改善措置状況
<p>その際、処理施設の長寿命化・延命化や災害対策の推進にも配慮すること。</p> <p>(説明)</p> <p>＜制度の概要等＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成9年に、当時の厚生省は、都道府県に対し、平成9年厚生省課長通知（注1）を発出し、ガイドライン（注2）に基づき、ごみ処理に伴うダイオキシン類の排出削減を図るため、各都道府県においては、ごみ処理の広域化について検討し、広域化計画（計画期間：原則10年）を策定し、地理的条件、社会的条件を勘案しつつ、可能な限り焼却能力300t/日以上（最低でも100t/日以上）の全連続式ごみ焼却施設を設置できるよう、市町村の広域ブロック化を指導。その結果、47都道府県全てにおいて、広域化計画を策定 <p>(注1) 「ごみ処理の広域化計画について」（平成9年5月28日付け衛環第173号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知）</p> <p>(注2) 「ごみ処理に係るダイオキシン類発生防止等ガイドライン」（平成9年1月）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 廃掃法第5条の2では、環境大臣は、廃掃法基本方針（注1）を定めなければならない旨規定 <p>また、廃掃法第5条の5では、都道府県は、廃掃法基本方針に即して、廃棄物処理計画（注2）を定めなければならない旨規定。廃棄物処理計画においては、同条第2項第3号の規定に基づき、「一般廃棄物の適正な処理を確保するために必要な体制に関する事項」を定めるものとされ、基準の一つとして、廃掃法施行規則第1条の2の2第3号イの規定に基づき、「一般廃棄物の広域的な処理に関する事項」を定めることとされている</p> <p>(注1) 廃棄物の排出の抑制、再生利用等による廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針</p> <p>(注2) 当該都道府県の区域内における廃棄物の減量その他その適正な処理に関する計画</p>	<p>平成28年勧告を受けて、28年度に実施する一般廃棄物処理事業実態調査等において広域化・集約化の実施状況について調査を行い、同年度内を目途に調査結果の整理を行う予定。また、当該調査結果を基に、広域化・集約化の具体的な事例等について集約・整理した上で、処理施設の長寿命化・延命化や災害対策の推進の観点にも配慮しつつ、広域化・集約化の考え方や推進方策等の検討、取りまとめを行い、都道府県・市町村等に示す予定。</p>

勧告事項	環境省が講じた改善措置状況
<p>＜調査結果の概要＞</p> <p>○ 調査対象 14 都道府県における広域化計画の策定・運用状況、ごみ処理の広域化・ごみ焼却施設の集約化（以下「広域化・集約化」という。）の進捗状況等について調査したところ、以下のとおり、都道府県によって、広域化計画の策定・運用状況は区々となっている状況。同計画による広域化・集約化の推進効果をみても、広域化・集約化を進める余地はあるものと考えられる一方、今後の進め方は不明瞭な状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 広域化計画はダイオキシン類の排出削減対策の推進を目的として策定。一方、廃棄物処理計画は、廃棄物の排出抑制、再生利用等による廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として、その中で一般廃棄物の広域的処理に関する事項も盛り込むこととされている。このように、社会情勢の変化により、広域化・集約化の目的や推進する枠組みが変化 <p>平成 9 年度又は 10 年度に策定された広域化計画（以下「一次計画」という。）の計画期間終了後、二次計画を策定・運用中のものや一次計画において 10 年以上の計画期間を設定し、現在も運用中のもの等がある一方、二次計画等を策定・運用していないものがあるなど、都道府県によって区々となっている状況。廃棄物処理計画は調査対象都道府県全てが運用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ダイオキシン類の排出基準値を上回った全国の焼却炉は平成 11 年度 613 炉から 25 年度 2 炉と減少。ダイオキシン類の排出削減に一定の成果 ・ 調査対象都道府県の一次計画期間中のごみ焼却施設の減少率は、2.2% から 53.6% であり、平均で 22.2%。広域化・集約化の定量的な目標が設定されている一次計画における目標達成率は、18.8% から 57.1% であり、平均で 41.8%。いまだ広域化・集約化を進める余地あり <p>→ 環境省は、災害時のごみの受入れの面では施設を集約するのではなく</p>	

勧告事項	環境省が講じた改善措置状況
<p>く、分散させるといった考え方もあるとしており、広域化・集約化の考え方について、必ずしも明確に整理できていない状況</p> <p>(2) 循環型社会形成推進交付金の交付等を通じた広域化・集約化の推進 (勧告要旨)</p> <p>環境省は、処理施設の効果的かつ効率的な整備及び広域化・集約化の促進を図る観点から、地方公共団体に示す今後の広域化・集約化の考え方や推進方策等を踏まえ、地域の実情も勘案しつつ、交付金を含む広域化・集約化に係る施策について、所要の見直しを行う必要がある。</p> <p>(説明)</p> <p>＜制度の概要等＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市町村は、処理施設を更新又は基幹的設備改良事業を実施しようとする場合、交付要綱（注1）に基づき、地域計画（注2）を作成し、環境省の承認を受けた上で交付金を受領 <p>地域計画の作成や処理施設の更新等に当たっては、以下のとおり、交付金の広域化・集約化に関する要件あり</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 交付金の交付対象地域は、人口5万人以上又は面積400km²以上の計画対象地域を構成する市町村。ただし、離島地域、過疎地域等は、これらの要件に該当しない場合も対象 <p>地域計画を作成しようとする市町村がこの人口規模、面積に満たない場合、近隣市町村とともに一般廃棄物処理の広域化を図ることとされている（地域計画作成マニュアル（注3））</p> ② 平成21年度から交付金の交付対象事業として「高効率ごみ発電施設」の整備に係る事業が創設。交付率2分の1の要件の一つとして、「原則として、ごみ処理の広域化・集約化に伴い、既存施設の削減が見込まれ 	<p>→ (1) の取りまとめ結果を踏ました上で、必要に応じて交付要綱等の所要の見直しを行う予定。</p>

勧告事項	環境省が講じた改善措置状況
<p>ること（焼却能力300t/日以上の施設についても更なる広域化を目指すこととするが、これ以上の広域化が困難な場合についてはこの限りではない。）」を設け、広域化の誘導を企図</p> <p>(注1) 「循環型社会形成推進交付金交付要綱」(平成17年4月11日付け環廃対発第050411001号環境事務次官通知)</p> <p>(注2) 循環型社会形成推進地域計画</p> <p>(注3) 「循環型社会形成推進地域計画作成マニュアル」(平成17年6月環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部)</p> <p>＜調査結果の概要＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 全国1,747市町村(平成27年1月1日現在)のうち、人口のない6市町村を除いた1,741市町村から、交付金の交付対象要件(地域計画の対象地域の要件)の人口5万人以上又は面積400km²以上を有する市町村、適用外とされる沖縄県、離島地域、奄美群島、豪雪地域、山村地域、半島地域、過疎地域の市町村を除くと、348市町村(20.0%)のみ。さらに一部事務組合等(人口要件又は面積要件を満たしているもの)に加入する市町村を除くと70市町村(4.0%)しか残らず、ほとんどの市町村が単独で地域計画を作成し、交付金の交付が受けられる状況 ○ 平成25、26年度に実施された高効率ごみ発電施設の整備に係る42事業の広域化・集約化の取組状況をみると、広域化・集約化の取組(一部事務組合の設立や加入、他市町村のごみの受入れ等)が行われているのは11事業(26.2%)にとどまっている一方、広域化・集約化の取組が行われていない31事業のうち、300t/日未満の施設を整備するものが22事業と約7割。 → 現行の広域化・集約化に係る施策の誘導効果は限定的な状況 <p>3 交付金制度における地域計画の作成及び事後評価の実施</p> <p>(1) 地域計画の承認のための審査の状況</p>	

勧告事項	環境省が講じた改善措置状況
<p>(勧告要旨)</p> <p>環境省は、交付金事業の適切かつ効果的な実施を確保する観点から、地域計画における具体的な目標値の立て方等の基準・目安を市町村等に示すとともに、統一的な視点で組織的に審査ができるようチェックリストを見直す必要がある。</p>	<p>→ 全国主管課長会議において、平成 28 年勧告の内容を周知し、今後、環境省から周知する地域計画に関する通知等の内容について留意し、自区域内における取組の推進に努めるよう促した。</p>
<p>(説明)</p> <p><制度の概要等></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 交付金の交付要綱では、交付対象事業を実施しようとする市町村は、地域計画を作成し、環境大臣に提出することを規定 ○ 交付取扱要領（注）では、環境大臣に提出された地域計画について、環境省は記載事項の内容や記載漏れがないかを確認する等の審査をした上で、速やかに承認するものと規定 (注) 「循環型社会形成推進交付金交付取扱要領」(平成 17 年 4 月 11 日付け環廃対発第 050411002 号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長通知) ○ 環境省は、市町村等から提出された地域計画を審査するため、チェックリストを作成し、これに基づき審査 <p><調査結果の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 環境省における承認に係る審査の実施状況について調査したところ、 <ul style="list-style-type: none"> i) 地域計画と一般廃棄物処理基本計画（注）の総排出量の目標値の整合性が取れていない事例、ii) 単独では交付金の交付対象とはならない市町村等が、単独で交付要件を満たす市町村等と共同で地域計画を作成しているものの、ごみの一体的処理に係る具体的施策が盛り込まれていない事例あり <p>→ 交付要綱や交付取扱要領において、市町村等が一般廃棄物等の処理の目標値の設定をする際の設定の仕方が示されておらず、また、チエ</p>	<p>平成 28 年勧告を踏まえ、28 年度内に循環型社会形成推進地域計画作成マニュアルへの目標値の立て方等の基準・目安を追記する等、所要の見直し等を行い、市町村等に周知を図る予定。また、チェックリストについても所要の見直し等を行う予定。</p>

勧告事項	環境省が講じた改善措置状況
<p>ツクリストにおいて具体的な審査方法や判断基準が示されていないためと考えられる</p> <p>(注) 一般廃棄物処理基本計画は、廃掃法第6条第1項の規定に基づき市町村が作成するもので、市町村の一般廃棄物処理の基本方針を示すもの</p> <p>(2) 事後評価の実施及びその結果の公表</p> <p>(勧告要旨)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>環境省は、交付要綱等に基づく適切な事後評価の実施及び公表の確保の観点から、次の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 地方環境事務所との間で各地域計画の計画期間や目標年度等の情報を共有した上で、事後評価の実施時期が到来した地域計画について、市町村等に対し督促等を実施すること。</p> </div> <p>(説明)</p> <p>〈制度の概要等〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 交付要綱では、交付金の交付を受けた市町村等は、交付期間の終了後に、地域計画の目標の達成状況等について事後評価を行い、これを公表するとともに、環境大臣に報告しなければならないと規定 ○ 交付取扱要領において、地域計画の計画期間が終了した場合、市町村等は目標達成状況報告書（以下「事後評価書」という。）を作成し、都道府県知事に提出することとされ、都道府県知事は事後評価書に所見を付して目標年度（計画最終年度の翌年度）の翌年度の7月末までに環境大臣（窓口は地方環境事務所）に提出することと規定 ○ さらに、市町村等は、上記の事後評価の結果、地域計画の目標が達成されていないことが明らかとなった場合には、速やかに、その要因及び目標の達成に向けた方策等を内容とする改善計画書を作成の上都道府県知事に提出し、都道府県知事は改善計画書の内容を評価し、所見を付し 	<p>→ 全国主管課長会議において、平成28年勧告の内容を周知し、今後、環境省から周知する地域計画に関する通知等の内容について留意し、自区域内における取組の推進に努めるよう促した</p> <p>また、平成28年通知により、都道府県・市町村等に対し、地域計画の事後評価の実施時期が到来した場合は、適切に事後評価を実施とともに、遅滞なくこれを提出するよう促した。</p> <p>地方環境事務所との情報共有方法等については検討中であり、平成28年度内に当該検討結果を取りまとめ、地方環境事務所への周知を図った上で、事後評価の実施時期が到来した地域計画について、市町村等に対し督促を実施し、引き続き、市町村等に対して事後評価に関する周知を図る予定。</p>

勧告事項	環境省が講じた改善措置状況
<p>て環境大臣に提出することと規定</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 事後評価を行った市町村等は、事後評価書及び改善計画書をインターネット又は広報誌への掲載等により公表 ○ なお、地域計画作成マニュアルにおいて、地域計画作成の際、循環型社会の実現を目指し、目標年次における排出量、再生利用量、中間処理による減量化量、熱回収量、最終処分量その他地域で必要とする目標量を定めることと記載 <p>＜調査結果の概要＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 調査対象 14 都道府県内で、事後評価書の提出時期が到来した 83 地域計画のうち、事後評価書が提出されたのは 64 計画。残りの 19 計画のうち、都道府県において事後評価書の提出状況が確認できない 4 計画を除いた 15 計画が未提出 <p>→ 環境省は、事後評価書が未提出の市町村等に対して、地方環境事務所等を通じて督促を実施しているものの、同省と地方環境事務所との間で各地域計画の計画期間や目標年度等の情報を共有していないため、計画期間が変更されている事実を地方環境事務所が把握しておらず、提出時期が到来していない計画について事後評価書の提出を求めている一方、提出時期が到来している計画について事後評価書を求めていない状況あり</p> <p>(勧告要旨)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>② 地域計画作成時に設定する評価の指標及び事後評価書の様式について見直しを行うこと。</p> </div> <p>(説明)</p> <p>＜調査結果の概要＞</p>	<p>→ 地域計画作成時に設定する評価の指標及び事後評価書の様式については、平成 28 年勧告を踏まえ、28 年度内に循環型社会形成推進地域計画作成マニュアルにおいて必要な見直しを行い、市町村等に対して周知を図る予定。</p>

勧告事項	環境省が講じた改善措置状況
<p>○ 提出された事後評価書の作成状況について調査したところ、事後評価書において評価することとされている5つの指標（排出量、再生利用量、熱回収量、減量化量及び最終処分量）のうち、減量化量について言及されていない例あり → 地域計画は、廃掃法基本方針に沿って作成することとされているが、同方針においては、処理する廃棄物の性質や施設の処理能力、整備状況によって市町村等ごとに千差万別であるとの理由で、減量化量に関する目標の設定なし。これを踏まえると減量化量に係る目標を設定する意義は乏しいものと考えられる</p> <p>○ 事後評価書の様式は、5つの指標ごと現状、目標及び実績を比較・評価するための「実績B／目標A」欄が設けられており、一律に実数での比較を行う様式。排出量に占める各指標の割合による評価も重要であると考えられるものの、割合による評価を想定した設計となっておらず、各指標の目標の達成・未達成の状況を適切に表していない</p>	
<p>(勧告要旨)</p> <p>③ 地域計画期間終了時における事後評価実施のルール、地域計画の各指標の目標値の設定の仕方・考え方、事後評価書・改善計画書の都道府県への提出から公表までの具体的な手続・時期及び改善計画書を作成するための具体的な基準・目安について交付要綱等に明示し、地方公共団体に対し周知を行うこと。</p>	<p>→ 平成28年勧告を受けて、平成28年3月に、事後評価実施のルール、事後評価書・改善計画書の都道府県への提出から公表までの具体的な手續・時期及び改善計画書を作成するための具体的な基準・目安について循環型社会形成推進交付金の取扱い要領に明記し、「循環型社会形成推進交付金交付要綱の取扱いについて」（平成28年3月31日付け環廃対発第16033134号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長通知）により、都道府県・市町村等に対し周知した。</p>
<p>(説明)</p> <p><調査結果の概要></p> <p>○ 提出された事後評価書の作成・提出状況について調査したところ、以下の例あり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業期間が長期間にわたることにより、地域計画を第一期、第二期 	<p>また、地域計画の各指標の目標値の設定の仕方・考え方については、平成28年勧告を踏まえ、28年度内に循環型社会形成推進地域計画作成マニュアルにおいて必要な見直しを行い、都道府県・市町村等に対して周知を</p>

勧告事項	環境省が講じた改善措置状況
<p>と分けて作成している場合に、第一期の計画期間が終了した際に事後評価を実施している市町村等と実施していない市町村等がみられる例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・目標値の設定の仕方・考え方が不明である例 ・事後評価書を環境大臣に報告する期限である目標年度の翌年度の7月末によく都道府県知事に提出している例 → 交付取扱要領において、一つの事業が複数の地域計画をまたいで行われる場合における事後評価の実施に係るルールや、目標値の設定の仕方・考え方、市町村等が都道府県に対して事後評価書等を提出する時期が具体的に記載されていないためと考えられる <p>○ 事後評価書の各指標において、同じ評価結果でありながら、改善計画書を作成している地域計画と作成していない地域計画があるなど改善計画書の作成が区々となっている状況 → 交付取扱要領に改善計画書を作成する基準が具体的に示されていないためと考えられる</p> <p>○ 調査対象とした市町村等に係る20地域計画の事後評価書及び9計画の改善計画書の公表状況について調査したところ、5市町村等に係る5計画の事後評価書及び2市町村等に係る2計画の改善計画書が未公表 また、都道府県から市町村等に所見が通知されていない例あり → 交付要綱及び交付取扱要領において、市町村等が事後評価書や改善計画書を作成した後、事後評価書等を都道府県知事に提出し、公表するまでの具体的な手続や時期が明確に規定されていないためと考えられる</p>	<p>図る予定。</p>